

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 銚子市 (都道府県: 千葉県)

本事業の担当部局名 企画課企画室

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	銚子市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	4,500,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 銚子市においては、国の少子化対策集中取組期間(平成27年度～令和元年度)に合わせ、市として少子化対策を含む人口減少対策を「銚子市しごと・ひと・まち創生総合戦略(以下、「総合戦略」として取りまとめ、結婚支援を含めた総合的な取り組みを開始し、引き続き第2期総合戦略(令和2年度～令和6年度)においても取り組んでいるところである。この中で、結婚支援については、令和元年の婚姻数が171件、婚姻率が2.9と、過去と比べて経年的に低下傾向である。</p> <p>同傾向については、若い世代が結婚に対する経済的不安を抱えている事や、将来のライフデザイン等について考える機会が十分に与えられていないことが主な原因であると分析している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 主に若い世代に対してライフデザインセミナーを重点的に行う。その際、EBPMを意識した事業を推進するため、実施後に事業対象者に丁寧にアンケート調査等を行い、次年度以降により効果的な取組を行えるように留意する。また、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行う。</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚新生活事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
夫婦のいずれも市税に滞納がなこと				

2. 申請見込

①新規世帯見込

8	世帯
上記のうち	
ともに29歳以下	4 世帯
その他	4 世帯

②継続世帯見込

2	世帯
---	----

【世帯数積算根拠】

・申請見込については、令和5年度に申請・相談があった件数を引用。

(参考)

【令和5年度申請状況】

	6	世帯
申請世帯数見込	2	世帯
～12月(実績)	4	世帯
1月～3月(見込)		

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	4	世帯	×	600,000	円	=	2,400,000	円
(その他)	4	世帯	×	300,000	円	=	1,200,000	円
				(継続補助)			900,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

- ・市の広報誌、ウェブサイト、フェイスブックでの情報発信
- ・市役所市民課(転入、転居、婚姻届出の窓口)でのPR

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.19 (令和6年)	0.86 (令和4年)
	出生数	人	170 (令和6年)	146 (令和4年)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	0.86 (令和4年)	
	婚姻件数	件	111 (令和4年)	
	婚姻率	%	2.1 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値
		(アウトプット)		
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	100	30
		(アウトカム)		
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	100	100
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	70	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	千葉県ホームページでの掲載及び、千葉県で運用している「チーパス・スマイル(スマートフォンアプリ及びウェブサイト)」を活用し、事業の周知を図る。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内不動産事業者に協力を依頼し、制度周知のためのチラシを配布する。			

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自主的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。